

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律案 新旧対照表

(新旧対照条文一覧)

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）	1
○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）	2

改正後		現行			
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p> <p>一〇三十二（略）</p> <p>三十二の二 認定匿名加工医療情報作成事業者又は認定医療情報等取扱受託事業者の認定</p> <p>(一) 医療分野の研究開発に資するた めの匿名加工医療情報に関する法 律（平成二十九年法律第 号 ） （第八条第一項（認定）の認定匿名加工医療情報作成事業者の認定</p> <p>(二) 医療分野の研究開発に資するた めの匿名加工医療情報に関する法 律第二十八条（認定）の認定医療 情報等取扱受託事業者の認定</p> <p>三十三〇百六十（略）</p>	課税標準	税率	<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p> <p>一〇三十二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>三十三〇百六十（略）</p>		
	認定件数	一件につき 十五万円		認定件数	一件につき 十五万円
	認定件数	一件につき 十五万円		認定件数	一件につき 十五万円

改正後	現行
<p>（所掌事務） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる</p> <p>一〇七の三（略）</p> <p>七の四 匿名加工医療情報（医療分野の研究開発に資するため の匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第 号）第二条第三項に規定するものをいう。）に関する施策 に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>七の五 宇宙開発利用に関する関係行政機関の事務の調整に關 すること。</p> <p>七の六 宇宙開発利用の推進に関すること（他省の所掌に属す るものを除く。）。</p> <p>七の七 多様な分野において公共の用又は公用に供される人工 衛星等（人工衛星及び人工衛星に搭載される設備をいう。） で政令で定めるもの及びその運用に必要な施設又は設備の整 備及び管理に関すること。</p> <p>七の八 前三号に掲げるもののほか、宇宙開発利用に関する施 策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>七の九 防災に関する施策の推進に関すること。</p> <p>八〇十四の五（略）</p>	<p>（所掌事務） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇七の三（略） （新設）</p> <p>七の四 宇宙開発利用に関する関係行政機関の事務の調整に關 すること。</p> <p>七の五 宇宙開発利用の推進に関すること（他省の所掌に属す るものを除く。）。</p> <p>七の六 多様な分野において公共の用又は公用に供される人工 衛星等（人工衛星及び人工衛星に搭載される設備をいう。） で政令で定めるもの及びその運用に必要な施設又は設備の整 備及び管理に関すること。</p> <p>七の七 前三号に掲げるもののほか、宇宙開発利用に関する施 策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>七の八 防災に関する施策の推進に関すること。</p> <p>八〇十四の五（略）</p>

十五 第七号の九から前号までに掲げるもののほか、防災に関する施策に關すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

十六く六十二（略）

第四十条の四 宇宙開発戦略推進事務局は、第四条第一項第十七号及び第三項第七号の五から第七号の八までに掲げる事務をつかさどる。

2く4（略）

附則

第二条の二 第四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、同条第一項第十九号並びに第三項第七号の九及び第十五号に掲げる事務のうち東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。附則第三条の二第二項において同じ。）からの復興に關するもの並びに第四条第三項第十四号の五に掲げる事務については、内閣府の所掌事務としない。

2（略）

十五 第七号の八から前号までに掲げるもののほか、防災に關する施策に關すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

十六く六十二（略）

第四十条の四 宇宙開発戦略推進事務局は、第四条第一項第十七号及び第三項第七号の四から第七号の七までに掲げる事務をつかさどる。

2く4（略）

附則

第二条の二 第四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、同条第一項第十九号並びに第三項第七号の八及び第十五号に掲げる事務のうち東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。附則第三条の二第二項において同じ。）からの復興に關するもの並びに第四条第三項第十四号の五に掲げる事務については、内閣府の所掌事務としない。

2（略）